

交通事故相談のまとめ

平成28年度

高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課

高知県交通事故相談所

目 次

ま え が き

1	高知県の交通事故発生状況年別推移	1
2	交通事故相談所の設置状況	2
3	交通事故相談件数年度別推移	3
4	年度別・相談所別相談件数	4
5	相談処理件数	5
6	相談受理件数	6
7	被害状況別相談件数	6
8	相談者別件数	7
9	相談内容別件数	7
10	相談要旨別件数	8
11	相談者居住市町村別件数	10
12	相談のきっかけ	11
13	相談者の年齢別状況（面接相談）	11
14	相談所要時間・平均所要時間	12

付 録

高知県交通事故相談所案内

高知県交通事故相談所運営要領

ま え が き

高知県交通事故相談所の運営につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

昨年（平成28年）一年間に県内で発生した交通事故は、

発生件数 2, 193件（前年比 -198件 -8.3%）

死者数 42人（前年比 +12人 +40.0%）

負傷者数 2, 447人（前年比 -285人 -10.4%）

で、発生件数及び負傷者数は前年に比べて減少しているものの、死者数は、前年から大幅に増加する結果となりました。

交通事故の内容を見ますと、「車対車」の事故が全体の66.7%の1,463件、次いで「自転車対車」の事故が全体の15.8%の346件です。

発生原因は、脇見運転などの前方不注視での追突事故が多く、今後の事故防止に向けて、交通安全教育の充実、携帯電話の使用禁止、後部座席を含めたシートベルトの着用徹底などが重要な課題となっています。

また、65歳以上の高齢者が関係する事故が全体の43.0%の944件、死者数は、全体の61.9%の26人で、全死亡事故に占める高齢者の割合が6割を超えるなど、高齢者の交通死亡事故は依然として厳しい状況にあります。

事故の大小に関わらず、ひとたび交通事故の当事者になれば、解決までに相当な期間を要し、物心両面に大きな負担がかかります。

県では、不幸にして交通事故の当事者になられた方々が、気軽に相談をすることができるよう交通事故相談所を設置し、専門の相談員が中立公正な立場から「示談の仕方」などについて相談に応じています。

平成28年度の相談件数は384件で、「自賠償保険請求等」をはじめ、「示談の仕方」や「過失程度」、さらに「任意保険関係」、「賠償額の算定」などが主たる相談内容となっていますが、その他にも「労災、社会保険の使用」や「訴訟・調停の利用」など、相談内容は多岐にわたっています。

交通事故相談所では、交通事故による様々な問題の解決に向けた助言を行うことで相談者の精神的な負担の軽減に努め、県民の皆様の身近な相談窓口として広く利用していただけるよう運営してまいります。

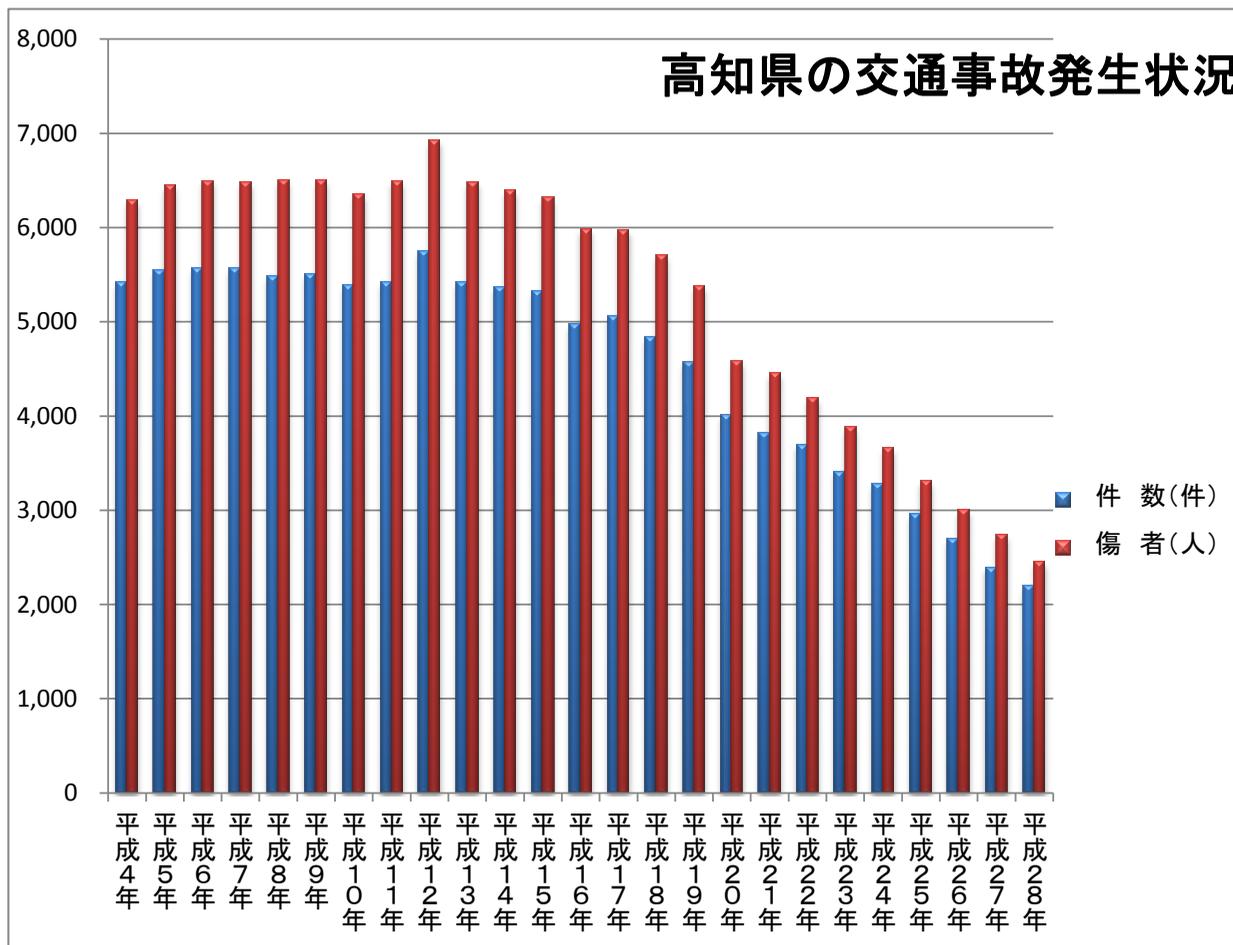
この小冊子は、平成28年度に交通事故相談所で受け付けた相談内容をとりまとめたものです。関係の皆様のご参考としていただき、交通事故防止の一助になれば幸いです。

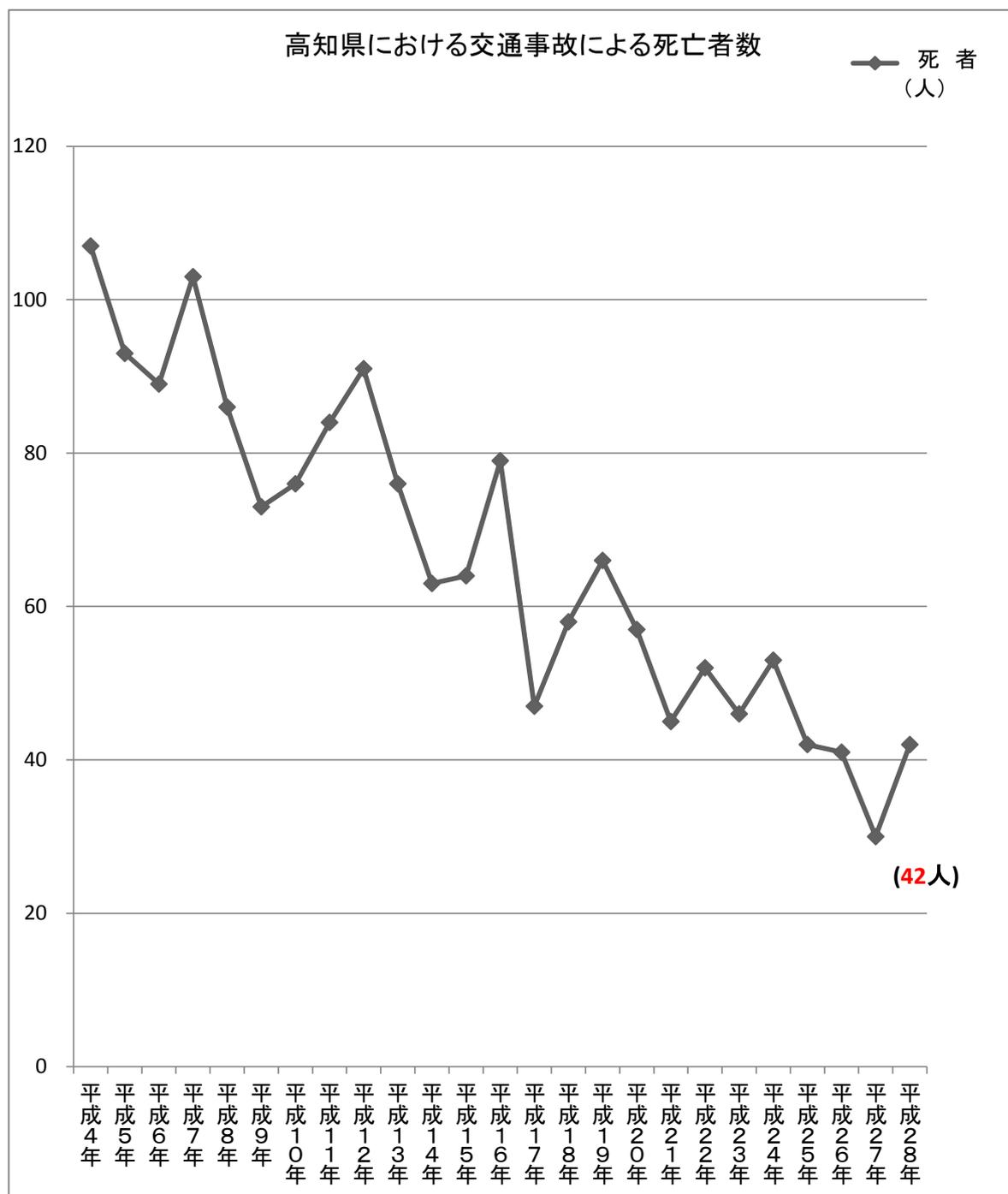
平成29年 7月

高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課
高知県交通事故相談所

1 高知県の交通事故発生状況年別推移

	件 数 (件)	傷 者 (人)	死 者 (人)
平成 4 年	5,417	6,284	107
平成 5 年	5,540	6,445	93
平成 6 年	5,566	6,495	89
平成 7 年	5,568	6,479	103
平成 8 年	5,482	6,498	86
平成 9 年	5,503	6,498	73
平成 10 年	5,380	6,347	76
平成 11 年	5,417	6,486	84
平成 12 年	5,747	6,917	91
平成 13 年	5,421	6,475	76
平成 14 年	5,362	6,392	63
平成 15 年	5,319	6,315	64
平成 16 年	4,970	5,978	79
平成 17 年	5,057	5,968	47
平成 18 年	4,831	5,702	58
平成 19 年	4,563	5,371	66
平成 20 年	4,005	4,579	57
平成 21 年	3,814	4,450	45
平成 22 年	3,692	4,190	52
平成 23 年	3,408	3,882	46
平成 24 年	3,276	3,657	53
平成 25 年	2,959	3,310	42
平成 26 年	2,690	3,002	41
平成 27 年	2,391	2,732	30
平成 28 年	2,193	2,447	42

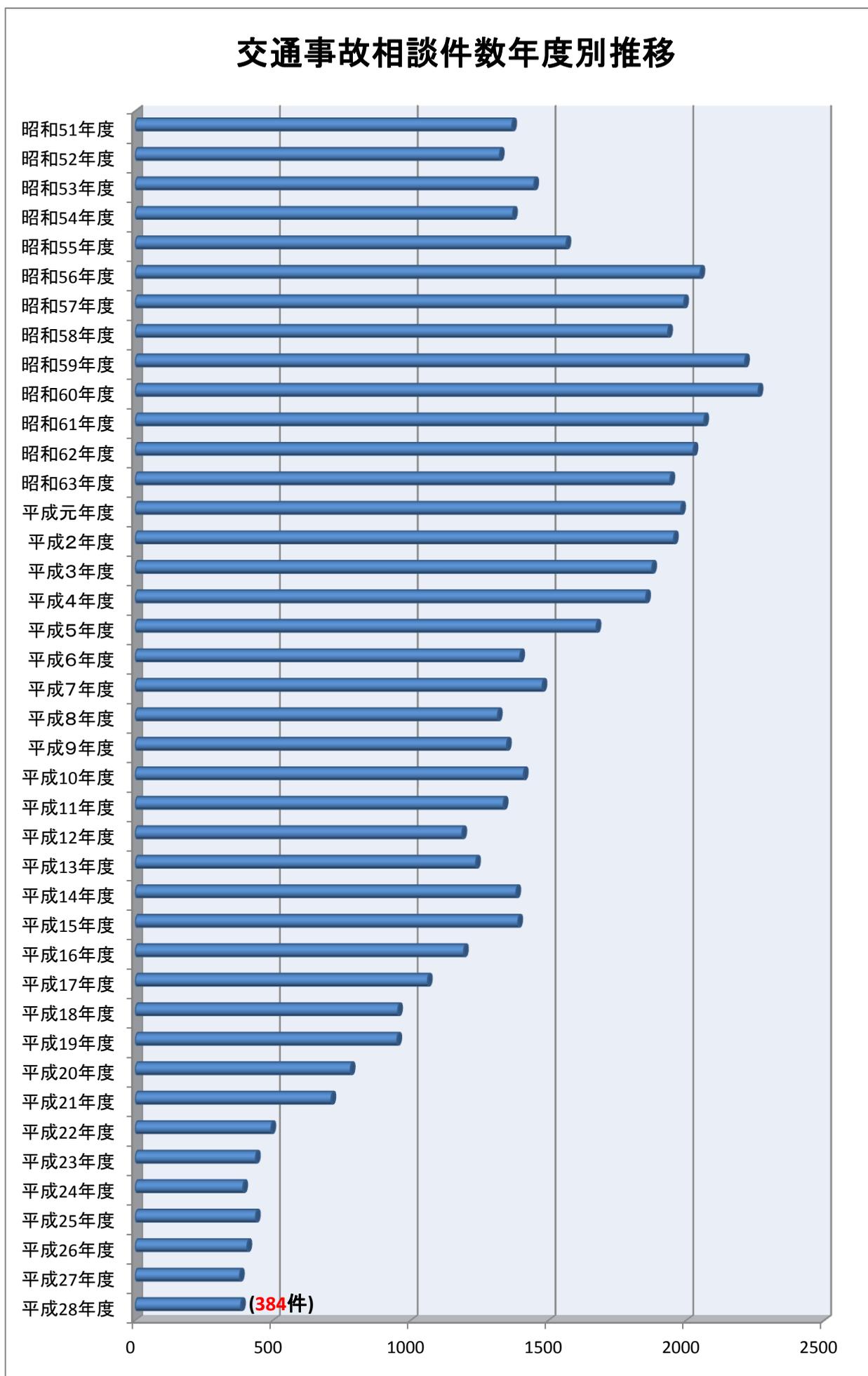




2 交通事故相談所の設置状況

名 称	所 在 地	相談員数	開 設 年 月 日
高知県交通事故相談所	高知市丸ノ内1丁目2-20 高知県庁本庁舎4階	2人	昭43.4.1

3 交通事故相談件数年度別推移



4 年度別・相談所別相談件数

年 度	中央交通事故 相 談 所	安芸交通事故 相 談 所	高幡交通事故 相 談 所	幡多交通事故 相 談 所	計	(参考) 県内年間交通 事故発生件数
昭和51年度	802	337	140	89	1,368	3,913
昭和52年度	890	271	87	75	1,323	3,900
昭和53年度	981	97	234	136	1,448	4,183
昭和54年度	850	78	316	127	1,371	4,809
昭和55年度	869	267	307	122	1,565	4,990
昭和62年度	1,334	311	133	248	2,026	4,956
昭和63年度	1,228	310	145	259	1,942	5,211
平成元年度	1,322	284	150	225	1,981	5,828
平成2年度	1,232	263	188	272	1,955	5,577
平成3年度	1,172	289	166	249	1,876	5,478
平成4年度	1,194	315	141	204	1,854	5,417
平成5年度	1,199	258	113	104	1,674	5,540
平成6年度	960	215	112	110	1,397	5,566
平成7年度	1,057	199	105	117	1,478	5,568
平成8年度	927	180	109	100	1,316	5,482
平成9年度	958	169	119	103	1,349	5,503
平成10年度	1,032	178	106	94	1,410	5,380
平成11年度	1,040	138	88	71	1,337	5,417
平成12年度	838	118	152	79	1,187	5,747
平成13年度	885	100	173	79	1,237	5,421
平成14年度	982	115	179	107	1,383	5,362
平成15年度	1,004	111	176	99	1,390	5,319
平成16年度	872	66	186	69	1,193	4,970
平成17年度	1,062					5,057
平成18年度	954					4,831
平成19年度	951					4,563
平成20年度	782					4,005
平成21年度	712					3,814
平成22年度	494					3,692
平成23年度	438					3,408
平成24年度	392					3,276
平成25年度	438					2,959
平成26年度	407					2,690
平成27年度	380					2,391
平成28年度	384					2,193

*平成17年度から中央交通事故相談所に各相談所を統合、「高知県交通事故相談所」とした。

*県内年間交通事故発生件数は、暦年（1月から12月まで）の件数である。

5 相談処理件数

区分		月												合計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
面接	新規相談	4	8	3	5	7	3	8	3	3	3	7	3	57
	継続相談	2	1	6	4	1	2	5	4	0	6	5	0	36
非面接	電話	15	18	23	11	33	28	38	32	12	23	30	28	291
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		21	27	32	20	41	33	51	39	15	32	42	31	384
相談内容	賠償問題	16	25	28	17	32	27	41	25	14	25	32	22	304
	更生問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	援護問題	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3
	その他	5	2	3	3	9	6	10	14	1	5	10	9	77
	計	21	27	32	20	41	33	51	39	15	32	42	31	384
紹介・あつせん	事故相談センター(弁護士会)	3	4	4	3	3	3	2	0	1	1	6	1	31
	交通事故紛争処理センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本司法支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	0	1	2	3	0	0	3	6	0	16
	計	3	4	5	3	4	5	5	0	1	4	12	1	47
備考		(5)	(8)	(5)	(4)	(9)	(6)	(17)	(12)	(1)	(1)	(8)	(4)	(80)

注：1 「相談内容」欄は、主な相談内容に従って区分した。

2 相談件数のうち、加害者による相談件数は、備考欄に延件数で、()書きとした。

6 相談受理件数

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
面接	6	9	9	9	8	5	13	7	3	9	12	3	93
電話	15	18	23	11	33	28	38	32	12	23	30	28	291
文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21	27	32	20	41	33	51	39	15	32	42	31	384

注：相談処理件数合計の384件のうち、面接が93件で24.2%、電話が291件で75.8%となっている。

7 被害状況別相談件数

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
死亡	2	0	1	0	1	1	1	0	1	2	0	0	9
重傷	7	10	11	6	14	6	9	8	4	6	8	4	93
軽症	6	12	10	8	17	18	35	19	7	17	26	22	197
後遺症	1	1	0	0	3	0	3	1	1	3	2	0	15
物損	4	6	9	6	6	11	4	11	2	4	7	4	74
計	20	29	31	20	41	36	52	39	15	32	43	30	388

注： 1. 被害が明らかでない相談件数は除いている。
2. 1件の相談で複数の被害状況に該当する相談となる場合がある。

8 相談者別件数

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
被害者	13	19	26	16	31	26	33	26	14	31	34	26	295
加害者	5	8	5	4	9	6	17	12	1	1	8	4	80
自損行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	9
計	21	27	32	20	41	33	51	39	15	32	42	31	384

注：相談者別では、被害者が295件で76.8%を、加害者が80件で20.8%を占めている。

9 相談内容別件数

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
賠償問題	16	25	28	17	32	27	41	25	14	25	32	22	304
更生問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
援護問題	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3
その他	5	2	3	3	9	6	10	14	1	5	10	9	77
計	21	27	32	20	41	33	51	39	15	32	42	31	384

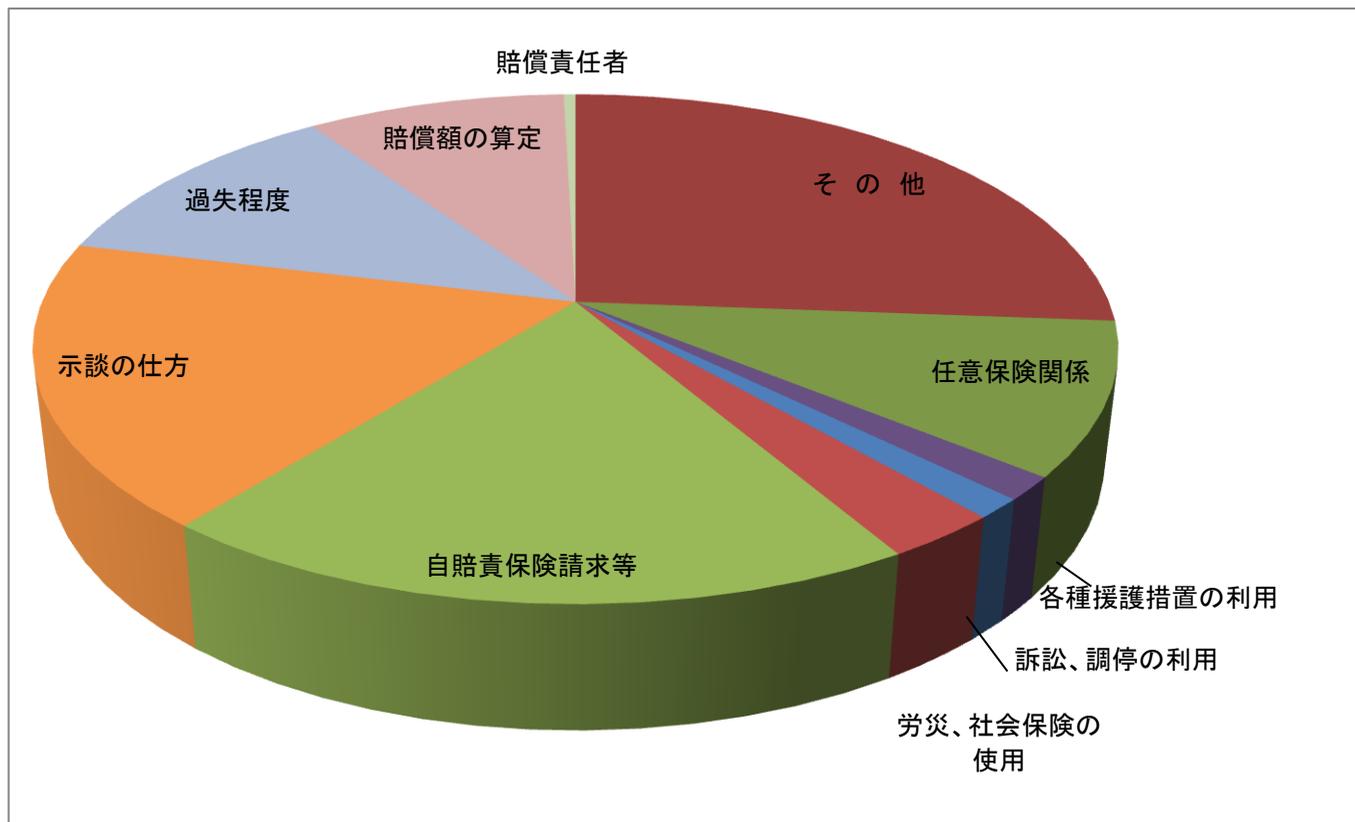
注：相談内容別では、賠償問題が304件と多く、79.2%を占めている。

10 相談要旨別件数

●相談要旨別件数・構成割合

相談要旨の区分	件数	割合(%)
賠償責任者	2	0.4%
賠償額の算定	44	9.2%
過失程度	55	11.5%
示談の仕方	86	18.0%
示談解決後の変更・取り消し	1	0.2%
債務不履行	5	1.0%
自賠償保険請求等	92	19.3%
労災、社会保険の使用	14	2.9%
訴訟、調停の利用	6	1.3%
身体障害者の更生	0	0.0%
生計の維持	2	0.4%
各種福祉施設の利用	0	0.0%
各種援護措置の利用	7	1.5%
任意保険関係	46	9.6%
その他	117	24.5%
合計	477	—

注：相談受理件数と相談要旨別件数の不一致は、1件の相談で複数の被害状況に該当する相談となる場合があるため。



月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
賠償責任者	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
賠償額の算定	6	4	4	0	2	5	11	3	1	4	4	0	44
過失程度	1	3	4	5	3	5	7	8	0	4	11	4	55
示談の仕方	7	5	16	5	13	7	2	8	3	5	4	11	86
示談解決後の変更・取り消し	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
債務不履行	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	0	5
自賠償保険請求等	4	6	5	5	9	9	16	6	8	11	9	4	92
労災、社会保険の 使 用	0	1	0	0	1	2	5	2	2	1	0	0	14
訴訟、調停の利用	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	6
身体障害者の更生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生計の維持	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
各種福祉施設の 利 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各種援護措置の 利 用	0	0	3	0	0	0	0	0	1	3	0	0	7
任意保険関係	2	3	7	4	8	1	2	4	0	5	4	6	46
そ の 他	7	10	3	5	10	8	12	17	7	11	17	10	117
合 計	28	33	44	24	46	40	58	48	23	44	51	38	477

注：相談受理件数と相談要旨別件数の不一致は、1件の相談で複数の被害状況に該当する相談となる場合があるため。

1.1 相談者居住市町村別件数

市町村	相談件数	市町村	相談件数	市町村	相談件数
高知市	291	奈半利町	0	中土佐町	0
室戸市	0	田野町	1	佐川町	0
安芸市	11	安田町	0	越知町	3
南国市	16	北川村	0	檮原町	0
土佐市	14	馬路村	0	日高村	0
須崎市	4	芸西村	0	津野町	2
宿毛市	4	本山町	0	四万十町	2
土佐清水市	0	大豊町	0	大月町	0
四万十市	5	土佐町	1	三原村	0
香南市	3	大川村	0	黒潮町	2
香美市	8	いの町	16	県外	1
東洋町	0	仁淀川町	0	合計	384

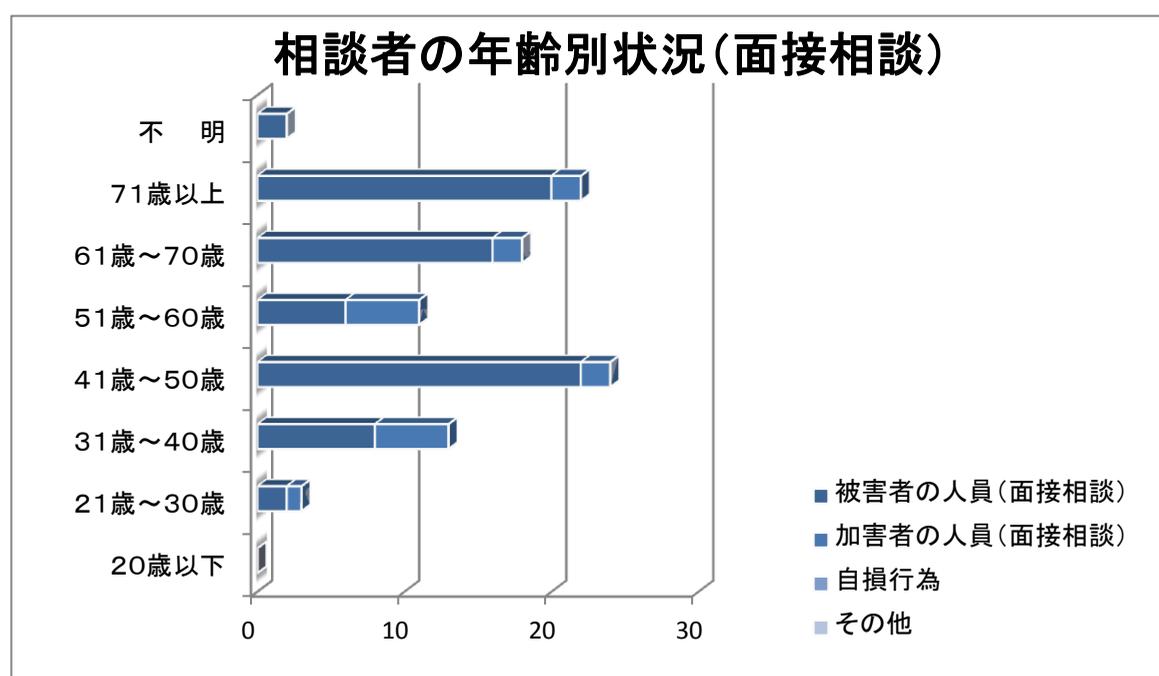


1.2 相談のきっかけ

媒体 区分	知 人	親 戚	病 院	警 察	官 公 庁	電 話 帳	新 聞	テ レ ビ	ラ ジ オ	イ ン タ ー ネ ッ ト	そ の 他	計
相談者 (人)	14	1	2	222	58	8	5	0	1	53	20	384
構成率 (%)	3.6	0.3	0.5	57.8	15.1	2.1	1.3	0.0	0.3	13.8	5.2	100.0

1.3 相談者の年齢別状況（面接相談）

区分 年齢	被害者 人	加害者 人	自損行為 人	その他 人	計 人	構成比 %
20歳以下	0	0	0	0	0	0.0
21歳～30歳	2	1	0	0	3	3.2
31歳～40歳	8	5	0	0	13	14.0
41歳～50歳	22	2	0	0	24	25.8
51歳～60歳	6	5	0	0	11	11.8
61歳～70歳	16	2	0	0	18	19.4
71歳以上	20	2	0	0	22	23.7
不明	2	0	0	0	2	2.2
合計	76	17	0	0	93	100.0



1 4 相談所要時間・平均所要時間

所要時間 月	30分未満 件	30分以上 ～ 60分未満 件	60分 以上 件	計 件	面接		電話相談	
					所要時間 分	1人当たり 平均 所要時間 分	所要時間 分	1人当たり 平均 所要時間 分
4	17	4	0	21	220	(6) 37	187	(15) 12
5	21	5	1	27	310	(9) 34	346	(18) 19
6	28	3	1	32	375	(9) 42	361	(23) 16
7	13	5	2	20	359	(9) 40	169	(11) 15
8	34	6	1	41	362	(8) 45	436	(33) 13
9	29	4	0	33	204	(5) 41	315	(28) 11
10	40	9	2	51	439	(13) 34	630	(38) 17
11	35	3	1	39	210	(7) 30	366	(32) 11
12	11	3	1	15	147	(3) 49	205	(12) 17
1	27	5		32	285	(9) 32	360	(23) 16
2	36	3	3	42	413	(12) 34	542	(30) 18
3	26	3	2	31	153	(3) 51	509	(28) 18
計	317	53	14	384	3,477	(93) 37	4,426	(291) 15

注：（ ）内は件数

高知県交通事故相談所案内

交通事故の相談はお早めに！
相談はすべて無料です。
電話での相談も受け付けています。

【主な相談内容】

- 自賠責保険や任意保険の請求手続き
- 損害賠償額の請求方法
- 過失割合の決め方
- 示談の進め方
- 治療と労災保険・健康保険・社会保険の関係 等

所在地：高知市丸ノ内1丁目2-20
(県庁4階)

T E L：088-823-9578

相談受付時間：月曜から金曜までの

9：00 ～ 12：00

13：00 ～ 16：00

(土、日、祝日、年末年始はお休みです。)



相談される方は、十分お話をお伺いしたいので、できるだけ相談終了時刻の30分前までにおいでくださるようお願いします。

ご相談は
できるだけ
お早めに



平成28年度 交通事故相談のまとめ

平成29年7月発行

編集・発行 高知県文化生活スポーツ部
県民生活・男女共同参画課
高知県交通事故相談所

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2-20

(県民生活・男女共同参画課)

電話 088-823-9319

高知県交通事故相談所運営要領

(趣 旨)

第1 この要領は、高知県行政組織規則第186条によって設置された、高知県交通事故相談所（以下「相談所」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(相談実務等の実施基準)

第2 相談所が行う交通事故相談（以下「相談」という。）及び関係援護機関へのあっせんに関する業務の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 相談は交通事故により、死亡、重傷、後遺症等の重大な被害を受けた者、又はその家族を重点とし、賠償問題、更生問題、その他各般の問題について総合的な相談指導を行うものとする。

(2) 賠償問題については、事故状況その他の事実関係の十分な調査に基づいて深みのある指導助言を行うものとする。

ただし、当事者間の示談交渉そのものには介入しないものとする。

(3) 賠償問題に関する相談事案で訴訟、調停等の司法手続によらなければ問題の解決が困難であると認められるものについては、利用可能な諸司法手続を一般的に教示するにとどめ、その処理は、交通事故紛争処理センター、日弁連交通事故相談センター、又は日本司法支援センターにあっせんしてこれにゆだねるものとする。

(4) 更生問題に関する相談事案については、更生の方途、各種社会福祉制度の利用等について、指導助言するとともに、必要に応じ福祉保健所、ハローワークまたは社会福祉協議会等へのあっせんを行うものとする。

(5) その他交通事故に関連する一身上の問題についても、できる限りの相談に応ずるものとする。

(6) 相談実施後においても、なお引続いて補完的指導を要すると認められるものについては、市町村、民生委員、心配ごと相談所等に連絡してその協力を求めるものとする。

(相談の日時)

第3 相談日は、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の休暇日を除く日とする。

相談時間は、午前9時から午後4時までとする。

(広 報)

第4 相談所は、住民に対し民事上の損害賠償制度、自動車損害賠償責任保険制度等交通事故による被害を受けた際に必要な知識の普及につとめるものとする。

(市町村に対する指導)

第5 市町村の行う相談事案の処理について、助言を行う等相談の具体的業務に関して必要な指導を行うものとする。

(関係機関との協力体制)

第6 相談所の業務の円滑かつ適正な運営をはかるため、次に掲げる機関又は団体と緊密な連絡協力体制の確立につとめるものとする。

- (1) 地方法務局
- (2) 公共職業安定所
- (3) 市、町、村
- (4) 警察
- (5) 日弁連交通事故相談センター
- (6) 日本司法支援センター
- (7) 社会福祉協議会
- (8) 福祉保健所
- (9) 地方裁判所、簡易裁判所
- (10) 人権擁護委員会
- (11) 民生委員協議会
- (12) 交通安全協会
- (13) 損害保険会社
- (14) 自動車損害賠償責任保険調査事務所
- (15) その他交通事故被害者に関する事務又は事業を行う機関又は団体

(相談票等の作成保管)

第7 相談員は、相談事項を交通事故相談処理簿によって整理し、相談事案1件ごとに相談内容の概要及びその処理経過を明らかにした相談票を作成するものとする。

なお、郵送又は電話による相談の場合についても同様とする。

2 相談員は、その日の実績を交通事故相談日計表により、月毎にまとめ保管するものとする。

附 則

この要領は昭和43年4月1日から実施する。

この要領は平成4年8月1日から実施する。

この要領は平成17年4月1日から実施する。

この要領は平成17年10月20日から実施する。

この要領は平成19年4月1日から実施する。

この要領は平成20年4月1日から実施する。

この要領は平成21年7月9日から実施する。

この要領は平成22年4月1日から実施する。